

**(仮称) 犬山市教育委員会基本条例骨子 (案)**

7月1日現在

## 前 文 【基本理念】

## 第1章 総則

第1条 目 的 【条例制定の目的】

## 第2章 教育委員会及び委員の活動原則

第2条 教育委員会の役割及び活動原則 【教育委員会の役割と責任】

第3条 委員の役割及び活動原則 【活動の原則】

## 第3章 教育委員会会議の運営

第4条 教育委員会会議の議決事件 【教育委員会会議の内容】

第5条 討議の促進 【教育委員会会議の運営】

第6条 政策等の形成手続き 【政策形成過程の明確化】

## 第4章 総合教育会議の運営

第7条 市長との関係 【市長と教育委員会の関係】

第8条 総合教育会議における協議と調整 【総合教育会議のあり方】

## 第5章 市民との関係

第9条 市民への情報公開と意見集約 【情報公開・情報共有・意見交換】

第10条 市民からの政策提案 【市民からの請願・陳情】

## 第6章 教育委員会事務局の体制整備

第11条 教育委員会事務局の体制整備 【事務局の体制】

## 第7章 委員の身分及び待遇

第12条 教育長及び委員の身分や責務 【身分と責務】

## 第8章 見直し手続き

第13条 見直し手続き 【検証・見直し】

※ 上記の内容については、今後の協議・検討によって変更されるものです。